

(意識)

日本から食品を輸入する輸入業者・代理店は、食品がどの地域・県から来たかの証明書・通知書（産地証明）を輸出業者から取ること。

輸入業者・代理店各位

今後ただちに、産地証明を輸出業者から取ることとする。

産地証明は日本の輸出業者からの文書であること。

日本から食品が輸入されるたびに、産地証明は、エントリーポイントのマレーシア保健省担当官に提出されなければならない。

日本政府による汚染地域・県の公表に基づき、輸出が禁止されているどんな食品もマレーシアへ輸出されないようにするために、その食品がどの地域・県から来たのかについての証明・通知は重要である。

2011年3月25日